別表第1

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種　目 | 対象用具 | | | 対象者 | | 耐用年数 | 基準額 |  |
|  | 品目 | | 性能 | 対象年齢 | 対象障がい種別  及びその程度 |  |
|  | 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。 | 18歳以上 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者。 | ８年 | 154,000円 |  |
| 難病患者等で寝たきりの状態にある者。 |
|  | 特殊マット | | 褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。 | 18歳以上 | 下肢又は体幹機能障がい１級の身体障がい者であって、常時介護を要するもの。 | ５年 | 19,600円 |  |
| 重度又は最重度の知的障がい者。 |
| 難病患者等で寝たきりの状態にある者。 |
|  |  | ３歳以上18歳未満 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい児。 |  |  |  |
| 重度又は最重度の知的障がい児。 |
| 難病患者等で寝たきりの状態にある者。 |
|  |  | 特殊尿器 | | 尿が自動的に吸引されるものであって、障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 下肢又は体幹機能障がい１級の身体障がい者(児)であって、常時介護を要するもの。 | ５年 | 67,000円 |  |
| 難病患者等で自力で排尿できない者。 |
|  |  | 入浴担架 | | 障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。 | ３歳以上 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者(児)であって、入浴に介助を要するもの。 | ５年 | 82,400円 |  |
|  |  | 体位変換器 | | 介護者が障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者(児)であって、下着交換等に介助を要するもの。 | ５年 | 15,000円 |  |
| 難病患者等で寝たきりの状態にある者。 |
|  |  | 移動用リフト | | 介護者が障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | ３歳以上 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者(児)。 | ４年 | 159,000円 |  |
| 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいがある者。 |
|  |  | 訓練いす | | 原則として付属のテーブルをつけるものとする。 | ３歳以上18歳未満 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい児。 | ５年 | 33,100円 |  |
|  | 訓練用ベッド | | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。 | 学齢児以上18歳未満 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい児。 | ８年 | 159,200円 |  |
| 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいがある者。 |
|  | 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ３歳以上 | 下肢又は体幹機能障がいを有する身体障がい者(児)であって、入浴に介助を要するもの。 | ８年 | 90,000円 |  |
| 難病患者等で入浴に介助を要する者。 |
|  | 便器 | | 手すりをつけることができ、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 学齢児以上 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい者(児)。 | ８年 | 9,850円 |  |
| 難病患者等で常時介護を要する者。 |
|  |  | 頭部保護帽 | | ヘルメット型で、転倒の際の衝撃から頭部を保護できるもの。 | － | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有する身体障がい者(児)又は精神障がい者(児)であって、立位や歩行が不安定で頻繁に転倒するおそれのあるもの。 | ３年 | 36,750円 |  |
| － | 重度又は最重度の知的障がい者(児)であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。 |
|  |  | Ｔ字状・棒状の  つえ | | 障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | ３歳以上 | 下肢又は体幹機能障がいを有する身体障がい者(児)であって、杖の使用により歩行機能が補完されるもの。 | ３年 | 木製  2,200円  軽金属  3,000円 |  |
|  |  | 移動・移乗  支援用具 | | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。  1 障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 | ３歳以上 | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がいを有する身体障がい者(児)であって、家庭内の移動等に介助を要するもの。 | ８年 | 60,000円 |  |
|  |  |  | | 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 |  | 難病患者等で下肢機能に障がいがある者。 |  |  |  |
|  |  | 特殊便器 | | 足踏ペダル（対象者が操作可能である場合には、プッシュボタンにより操作するものを含む。）にて温水温風を出し得るもの。介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 学齢児以上 | 上肢機能障がい２級以上の身体障がい者(児)。 | ８年 | 151,200円 |  |
| 重度又は最重度の知的障がい者(児)であり、訓練を行っても自らの排泄後の処理が困難なもの。 |
| 難病患者等で上肢機能に障がいがある者。 |
|  |  | 火災警報器 | | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。 | － | 障がいの等級が２級以上の身体障がい者(児)、重度又は最重度の知的障がい者(児)及び障がいの等級が２級以上の精神障がい者(児)であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 | ８年 | 15,500円 |  |
|  | 自動消火器 | | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。 | － | 上記に同じ。 | ８年 | 28,700円 |  |
| 難病患者等で火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 |
|  | 電磁調理器 | | 障がい者が容易に使用し得るもの。 | 18歳以上 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者であって、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。  重度又は最重度の知的障がい者。 | ６年 | 41,000円 |  |
|  | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | | 障がい者が容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)。 | 10年 | 7,000円 |  |
|  |  | 聴覚障がい者用  屋内信号装置 | | 音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。 | 18歳以上 | 聴覚障がい２級の身体障がい者であって、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 | 10年 | 87,400円 |  |
|  | 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | | 透析液を加温し、一定温度に保つもの。 | ３歳以上 | 腎臓機能障がい３級以上の身体障がい者(児)。 | ５年 | 51,500円 |  |
|  | ネブライザー | | 障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | ― | 呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの。 | ５年 | 36,000円 |  |
| 難病患者等で呼吸器機能に障がいがある者。 |
|  | 電気式  たん吸引器 | | 障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | ― | 呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの。 | ５年 | 56,400円 |  |
| 難病患者等で呼吸器機能に障がいがある者。 |
|  |  | 酸素ボンベ  運搬車 | | 障がい者が容易に使用し得るもの。 | 18歳以上 | 医療保険による在宅酸素療法を行う身体障がい者。 | 10年 | 17,000円 |  |
|  |  | 視覚障がい者用  体温計  （音声式） | | 障がい者が容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)であって、視覚障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 | ５年 | 9,000円 |  |
|  |  | 動脈血中酸素飽和度測定器  （パルスオキシメーター） | | 障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | ― | 呼吸器機能若しくは心臓機能障がい３級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの。 | ５年 | 50,000円 |  |
| 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。 | 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者。 | 157,500円 |
|  |  | 視覚障がい者用  体重計 | | 障がい者が容易に使用し得るもの。 | 18歳以上 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者であって、視覚障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 | ５年 | 18,000円 |  |
|  | 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話  補助装置 | | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由を有する身体障がい者(児)であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの。 | ５年 | 98,800円 |  |
|  | 情報・通信  支援用具 | | 障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。 | 学齢児以上 | 視覚障がい２級以上又は両上肢機能障がい２級以上の身体障がい者(児)。 | ５年 | 110,000円 |  |
|  |  | 点字  ディスプレイ | | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。 | 18歳以上 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者。 | ６年 | 383,500円 |  |
|  |  | 点字器 | 標準型  （両面書） | 障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | ― | 視覚障がいを有する身体障がい者(児)。 | ７年 | 10,400円 |  |
| 携帯用  （片面書） | ５年 | 7,200円 |
|  |  | 点字タイプライター | | 障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)であって、原則として就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれるもの。 | ５年 | 63,100円 |  |
|  |  | 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | 録音  再生 | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)。 | ６年 | 85,000円 |  |
|  |
|  |  | 再生  専用 | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 |  |  |  | 35,000円 |  |
|  |  | 視覚障がい者用  活字文書  読上げ装置 | | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)。 | ６年 | 99,800円 |  |
|  |  | 視覚障がい者用  読書器 | | 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの、撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの又は画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像をモニターに映し出せるもの。 | 学齢児以上 | 視覚障がいを有する身体障がい者(児)であって、本装置により文字等を読む又は聞くことが可能になるもの。 | ８年 | 198,000円 |  |
|  |  |  |
|  |  | 視覚障がい者用時計 | 触読式 | 障がい者が容易に使用し得  るもの。 | 18歳以上 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者。 | 10年 | 10,300円 |  |
| 音声式 | 13,300円 |
|  |  | 聴覚障がい者用  通信装置 | | 音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい者(児)。 | ５年 | 71,000円 |  |
|  |  | 聴覚障がい者用  情報受信装置 | | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | － | 聴覚障がいを有する身体障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの。 | ６年 | 88,900円 |  |
|  |  | ブロードバンド  ＴＶ電話 | | 音声の代わりに手話等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 聴覚障がいを有する身体障がい者(児)。 | ５年 | 71,000円 |  |
|  | 音声ＩＣタグ  レコーダ | | 情報を音声でＩＣタグに読み込ませ、出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 | 学齢児以上 | 視覚障がい２級以上の身体障がい者(児)。 | ５年 | 63,000円 |  |
| 人工内耳用体外部装置 | | 現に装用する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | － | 聴覚障がいを有し、人工内耳を装着してから5年以上経過している身体障がい者（児）であって、購入する人工内耳用体外部装置が医療保険の適用を受けないもの。 | ５年 | 200,000円 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 人工内耳用電池 | 電池 | | 人工内耳用体外部装置に使用するもの。 | － | 聴覚障がいを有する身体障がい者（児）であって、人工内耳を装用しているもの。 | ― | （月額）  2,500円 |  |
|  | 充電池 | | － | １年 | 18,000円 |  |
|  | 人工内耳用充電器 | | | － | ３年 | 29,000円 |  |
|  | 人工  喉頭 | 笛式 | | 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 | － | 喉頭摘出により音声機能を喪失したもの。 | ４年 | 5,000円 |  |
| 電動式 | | 顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。（電池又は充電器を含む。） | ５年 | 70,100円 |
|  | 埋込型人工喉頭用人工鼻 | | | 呼吸を加温・加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの。（人工鼻カセット接続器具と皮膚の接着剤・剥離剤を含む。） | ― | 音声機能又は言語機能障がいを有する身体障がい者（児）で、常時埋込型の人工喉頭を使用するものであって、購入する人工鼻が医療保険の適用を受けないもの。 | ― | （月額）  24,200円 |  |
|  | 点字図書 | | | 点字により作成された図書。 | － | 主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児) | － | 厚生労働大臣が必要と認めた額 |  |
|  | 排泄管理支援用具 | ストマ用装具 | 蓄便袋  （サポー  ト用品を  含む。） | | 低刺激性の粘着剤を使用した密封方又は下部開放型の収納袋とする。 | － | 直腸機能障がい者（児）  （ストマ造設者） | － | （月額）  8,900円 |  |
|  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | | 蓄尿袋  （サポー  ト用品を  含む。） | 低刺激性の粘着性を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。 | － | ぼうこう機能障がい者（児）  （ストマ造設者） | － | （月額）  11,700円 |  |
|  |  | 紙おむつ等 | | 洗腸  装具 | 障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。  （ストマ用装具との併給は不可。） | ３歳以上 | 直腸機能障がい者（児）  （蓄便袋が装着困難なストマ造設者） | － | （月額）  12,000円 |  |
|  |  | 紙おむつ | 障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。  （サラシ、ガーゼ等衛生用品を含む。） | ３歳以上 | おおむね３歳までに発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障がいを有する身体障がい者（児）であって、排尿もしくは排便の意思表示が困難なもの。 | － | （月額）  12,000円 |  |
| 二分脊椎による排尿機能障がいのある身体障がい者（児）。 |
|  |  | 収尿器 | 男性用 | | 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの。 | － | 脊椎損傷等による高度の排尿機能障がいのある身体障がい者（児）。 | １年 | 7,700円 |  |
| 女性用 | | － |  | 8,500円 |
|  | 住宅改修費 | 居住生活動  作補助用具 | | | 次に掲げる用具の購入及び当該用具の設置に伴う住宅改修。  1 手すりの取付け  2 段差の解消  3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通　　路面の材料の変更  4 引き戸等への扉の取替　え  5洋式便器等への便　　　　器取替え  6 その他前各号の住宅の改修に付帯して必要となる住宅改修 | 学齢児以上 | 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障がい３級以上の身体障がい者（児）。ただし、特殊便器への便器取替えは、上肢障がい２級以上の身体障がい者（児）。 | １回 | 200,000円 |  |
| 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいがあるもの。 |

（注）

1　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準ずるものとする。

2　入浴補助用具には簡易浴槽を含む。

3　ネブライザー、電気式たん吸引器の対象者における「同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの。」とは、音声機能言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由又は心臓機能の3級以上の障がいを有する身体障がい者(児)であり、申請時に医師の意見書を添付するものとする。ただし、身体障がい者手帳の障がい名が進行性筋萎縮症、重症筋無力症又は筋萎縮性側索硬化症によるもので、身体障がい者等級表による級別が3級以上の場合に限っては、医師の意見書を省略することができる。

4　動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の対象者における「同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの。」とは、身体障がい者(児)であり、その障がいに起因して呼吸管理を要する者とする。申請時に医師の意見書の添付を要する。

5　情報・意思疎通支援用具「人工内耳用電池」、「埋込型人工喉頭用人工鼻」、排泄管理支援用具「ストマ用装具及び紙おむつ等」の購入に要する費用については、1月を単位として、申請1回につき同一年度の範囲内で12月分まで申請することができる。支給は、基準額に掲げる額を1月の単位として、同範囲内で順に6月分まで決定することができる。ただし、申請日の属する月より前の月分及び既に決定を受けた月分の費用の支給をすることはできない。

6　住宅改修費の支給については、原則1回のみとする。

7　点字図書については、月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書とし、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

8　対象年齢欄に「－」とあるものは、年齢を問わないものとする。

9　この表における「サポート用品」とは、次に掲げるものをいう。

* 1. 皮膚保護ペースト
  2. 皮膚保護パウダー
  3. 皮膚保護ウエハー
  4. 固定用ベルト
  5. サージカルテープ
  6. コンベックスインサート
  7. 剥離剤
  8. 皮膚皮膜剤
  9. レッグバッグ

(10)ナイトドレナージバッグ

(11)パウチカバー（下着類含む）

(12)消臭潤滑剤

(13)入浴補助具

(14)ケアガーゼ

　　10　難病患者等で、希望用具が必要な状態であるかどうかは、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証（受給者のみ）及び難病患者医師診断書で判断するものとする。

　　11　人工内耳用体外部装置・人工内耳用電池・充電池・充電器の対象者は、申請時に人工内耳の装用が確認できるものを添付する。また、電池と充電池の併給はできない。充電器は充電池を使用しているものに支給するものとする。両耳装用の場合は、左右それぞれに支給可能とする。ただし、充電器については原則１つとする。